

《振込規定》

1. 適用範囲

振込依頼書または当行の振込機による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

2. 振込の依頼

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。
- ② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、その他所定の事項を正確に記入してください。
- ③ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込機は当行所定の時間内に利用することができます。
 - ② 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。ただし、振込資金等を当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「提携先」といいます。）に開設された預金口座から振替えて振込の依頼をする場合には当行所定の金額の範囲内かつ提携先所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、連絡先電話番号、その他所定の事項を正確に入力してください。
 - ④ 当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。
- (3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

3. 振込契約の成立

- (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
- (3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、利用明細票等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますの

で、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4．振込通知の発信

- (1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。
 - ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
 - ② 文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。
- (2) 振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、原則受付日を依頼日として振込通知を発信します。ただし、受取人の預金口座の状態等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

5．証券類による振込

- (1) 振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。ただし、当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
- (2) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。
- (3) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (4) 提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6．取引内容の照会等

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

7. 依頼内容の変更

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第4項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受領証に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第5条第4項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

9. 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

11. 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

12. 譲渡、質入れの禁止

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはありません。

13. 預金規定等の適用

- (1) 振込資金等を当行に開設された預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する当行所定の預金規定およびキャッシュサービス規定等により取扱います。
- (2) 振込資金等を提携先に開設された預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、提携先の定めにより取扱います。

14. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前(1)の変更は、前(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上